

放射線および環境因子のリスクアセスメント手法の分析・検証

研究分担者 安村 誠司（福島県立医科大学医学部 教授）
研究協力者 森山 信彰（福島県立医科大学医学部 講師）
山田 英彦（福島県立医科大学医学部 副主任保健師）

研究要旨：

国、都道府県の防災基本計画の比較、都道府県、市区町村の地域防災計画（原子力災害対策編）マニュアルの比較を通じて、それぞれの役割を明らかにし、オールハザード・アプローチを地域レベルで実現するうえでの課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①防災計画の共有を実質化することが必要である。②そのうえで、都道府県、市区町村では、原子力災害対策のマニュアルを用いた訓練等を適切に行い、平時からの準備を万全にする必要がある。③福島原発事故からはや12年が過ぎようとしているが、その経験を生かすためには、全国の都道府県、市区町村の担当職員がOJT（オンザ・ジョブ・トレーニング）で体験することも有益であると考えられた。

A. 研究目的

一般に、災害が発生した際には、災害対策基本法に基づいて対応がなされるが、原子力災害等、放射線事故が発生した際には、放射能汚染を伴う災害という特殊性から原子力災害対策基本法によって対応することとなり、法体系が異なっている。

オールハザード・アプローチに基づく公衆衛生リスクの分析・アセスメントモデルの作成及びインテリジェンス機能のあり方の提案するうえでも、他の災害と放射線災害は異なった面があることに留意する必要がある。ただ、対策の最前線は、もっとも住民に身近な行政機関である市区町村であることは同じである。ここでは、日本における放射線災害が発生した際の対策の根拠となる法律に戻る国のマニュアルと、都道府県に作成が義務付けられているマニュアル、さらに、市区町村に義務付けられているマニュアルの共通性、相違、その意味を検討することで、今後の課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 国の防災基本計画の整理

内閣府防災情報のホームページから、国の防災計画の構成を、防災基本計画の構成、その体系として整理した（図）。

2. 防災計画の比較

また、国（防災基本計画）と都道府県（地方防災計画）の計画を比較した（表1）。項目としては、本研究課題に沿って、保健医療分野に限定した。原子力災害対策マニュアル、原子力災害対策指針も参照し、該当する部分を抽出した。

さらに、県・市町村、地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルを比較した（表2）。この比較においても、着目した項目は、保健医療分野に限定した。

（倫理面への配慮）

本研究は既存資料の検索、要約により実施しており、倫理面で特段の配慮は必要としないかった。

C. 研究結果

1. 国と都道府県の防災計画の比較

項目の比較は、災害の時間的経過を考慮して、1. 災害予防、2. 災害応急対策、3. 災害復旧とした。

・国の計画にあつて都道府県の計画にない項目、また、その逆はなかった。

・ただ、記載の量、つまり、内容の充実度は異なっていた。例えば、1. 災害予防では、2 要配慮者への配慮では、国計画書における記載は少ないが、都道府県計画書における記載は多岐にわたり、多かった。以下、4 避難の受入れ及び情報提供活動関係の、1 避難誘導、及び、2 指定避難所、5 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消化活動関係の、2 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係においても、上記と同様に、国計画書における記載は少ないが、都道府県計画書における記載は多岐にわたり、多かった。

・災害応急対策では、2 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動の、2 指定避難所等でも同様であった。

・一方、国の計画には多いが、都道府県の計画には、少なかったのが、2 災害応急対策の、3 救助・救急、医療及び消火活動の、医療活動、及び、原子力医療の実践であった。

2. 県・市町村、地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルの比較

・都道府県のマニュアルにあつて、市区町村のマニュアルにない項目として、以下10項目が挙げられた。

・第2章 原子力災害事前対策 第6節の

3. 通信手段の確保

・同第7節の6. 警察災害派遣隊

・同第7節の7. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

・同第9節の1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

・同第9節の2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

・同第11節の3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

・第3章 緊急事態応急対策 第4節の4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

・第4章 原子力災害中長期対策 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

・同第12節 物価の監視

・同第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

・一方、市区町村のマニュアルにあつて、都道府県のマニュアルにない項目として、以下3項目が挙げられた。

・第2章 原子力災害事前対策 第6節

の、通信手段・経路の多様化

・同第11節の3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

・同第19節 災害復旧への備え

D. 考察

国と都道府県防災計画の比較からは、その記載内容の多寡の違いが明らかになった。その理由としては、それぞれの役割の違いによると考えられた。例えば、要配慮者への配慮において、都道府県計画書に多いのは、直接、要配慮者への対応を求められる市区町村への多面的な支援が都道府県には求められているからであると考えられる。一方、原子力医療の実践などは、都道府県レベルでの対応は困難であり、国が中心となって対応すべき領域であるためと考えられる。

また、都道府県のマニュアルと市区町村マニュアルとの比較から、都道府県のみ領域がかなりあり、その役割の大きさが伺える。ただ、都道府県よりも、住民にとってもっとも身近な行政である市区町村に期待されている役割も一定程度あることも分かった。

都道府県、市区町村ともに、公衆衛生活動はさまざまな保健医療職が担うことになるのは言うまでもないが、その中心となるのは、保健師であろう。都道府県、政令市・中核市

保健所には、医師がおり、いずれの災害が発生した際もその司令塔となることが期待されている。しかし、保健師を中心とした保健医療職や事務職も多大な役割を担っており、それぞれが最大限の活動をしなければ、対応できないことは、福島原発事故で経験されたことである。その点で、勤務地（都道府県か、市区町村か）、職種（事務職か、保健医療職か）を問わず、マニュアルの内容を理解し、速やかに対応できることが求められている。

放射線災害が発生すると、もともとの知識がない上に、その対応方法が、他の災害とは別のマニュアル（地域防災計画（原子力災害対策編））となっているため、その対応を速やかに行うことができるかどうか、平時からの準備が極めて重要であると考えられる。マニュアルがあっても、具体的な対応方法の訓練が十分にできていないと、マニュアルが役立たない、というのも、福島原発事故の教訓であろう。

E. 結論

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえると、国—都道府県—市区町村の連携の重要性は言うまでもないが、それを実現するためには、①防災計画の共有を実質化することが必要である。②そのうえで、都道府県、市区町村では、原子力災害対策のマニュアルを

用いた訓練等を適切に行い、平時からの準備を万全にする必要がある。③福島原発事故からはや12年が過ぎようとしているが、その経験を生かすためには、全国の都道府県、市区町村の担当職員がOJT（オンザ・ジョブ・トレーニング）で体験することも有益であると考えられる。

<参考文献>

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

特になし

2. 学会発表

特になし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

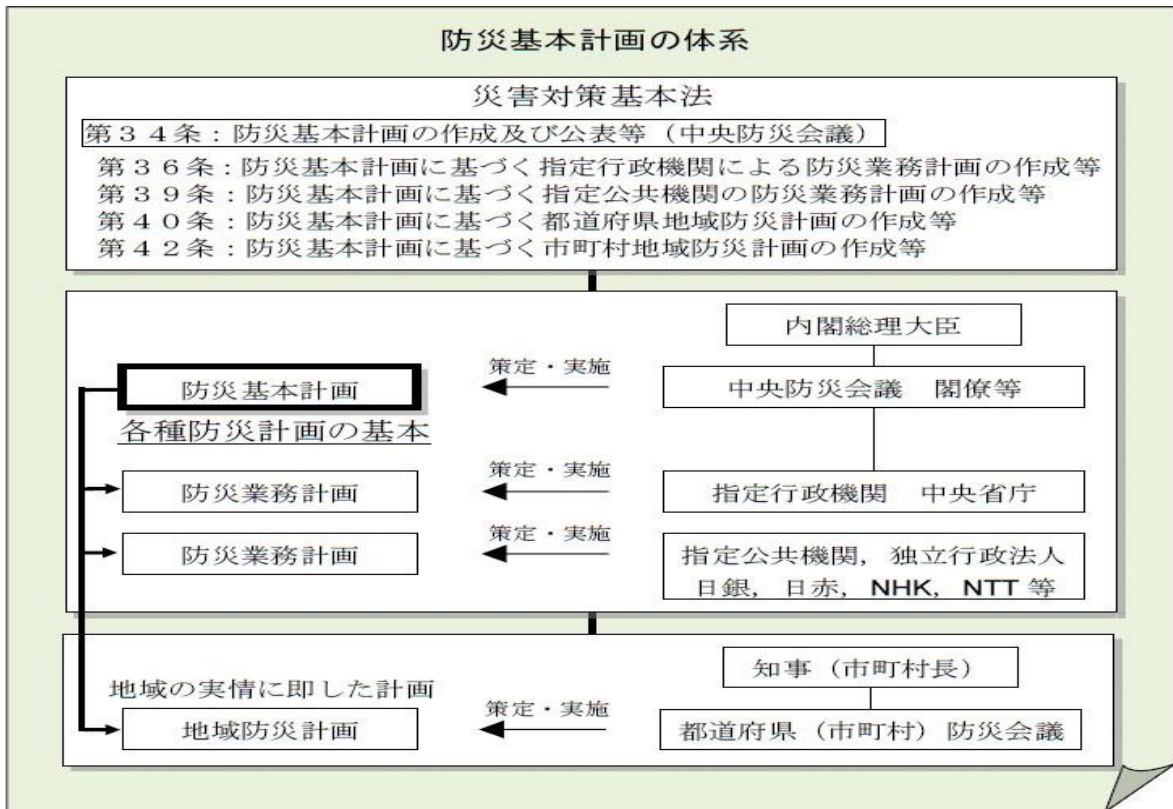
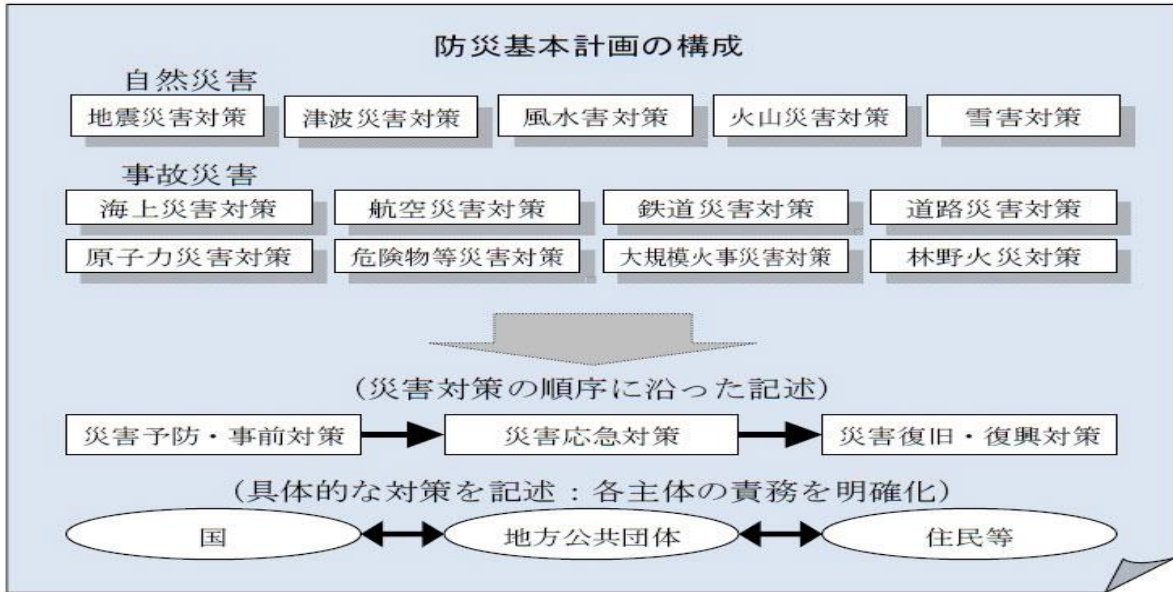


図1 防災基本計画の構成

表1 国（防災基本計画）と都道府県（地方防災計画）の比較

□防災基本計画		●地域防災計画	△原子力災害対策マニュアル	▲原子力災害対策指針
項目		国		県
1 災害予防				
1 防災知識の普及、訓練				
	1 防災知識の普及	□国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定避難所等での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。		□国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定避難所等での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
	2 防災訓練の実施、指導	□国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 □国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実に努めるものとする。		□国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 ●県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を作成するものとする。 ●県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。
2 要配慮者等への配慮		□防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。		●被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 ●災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者と共有に努めること。 ●災害時要援護者等及び一時滞者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。 □地方公共団体は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。
3 情報集、連絡及び応急体制の整備関係				
	1 情報収集・連絡体制の整備	□国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。 □国は、異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するよう努めるものとする。		●国、所在市町村、関係周辺市町村、関係周辺都道府県、原子力事業所その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。 また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をもどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。
4 避難の受入れ及び情報提供活動関係				
	1 避難誘導	□国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。		□地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとする。特に、PAZ内の地方公共団体（PAZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、実用発電用原子炉施設からおおむね半径30km圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の地方公共団体（UPZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても、広域避難計画を策定するものとする。
	2 指定避難所	□指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。		□指定避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。 □都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。
	3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計	(市町村が作成主体のため、防災基本計画に国の取り組み内容の記載はなし)		●市町村に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言するものとする。
	4 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係	□国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 □国、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。		□国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 □国、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

表1 国（防災基本計画）と都道府県（地方防災計画）の比較（続き）

<p>5 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係</p>	<p>1 医療活動関係</p>	<p>□国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体と協力し、原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。</p> <p>□国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>□国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>□国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療派遣チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p>	<p>□日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、国〔内閣府〕は、地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省〕は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>□地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>●緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>●国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受け入れ態勢の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p>
	<p>2 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係</p>	<p>▲服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等については事前に周知する。</p> <p>なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。</p> <p>▲原子力災害対策重点区域のうちPAZ内においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、以下の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。</p>	<p>□地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。</p> <p>□地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。</p> <p>●国から整備すべき医療資源機材等に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>●安定ヨウ素剤の事前配布にあたっては、市町村と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せて、調査票や問診票等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>●県は市町村と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p>

表1 国（防災基本計画）と都道府県（地方防災計画）の比較（続き）

2 災害応急対策			
1 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立			
1 防災業務関係者の安全確保	<p>□原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとする。</p> <p>□国、地方公共団体及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>□国、地方公共団体及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>●原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずること。</p>	
2 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動			
1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	<p>□内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、PAZ内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。</p> <p>□原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やOIL（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退避時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、UPZ外の地方公共団体に対しては、PAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。</p>	<p>□地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>□地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。</p>	
2 指定避難所等	<p>□安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。</p> <p>□原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに地方公共団体に伝達するものとする。</p>	<p>□地方公共団体は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>□地方公共団体は、事態の進展が急速な場合であっても、国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、自らの判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>●避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>●厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保持ように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要時応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、市町村と連携し、保</p>	
避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	<p>□原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう地方公共団体に指示するものとする。</p> <p>△現地医療班は、道府県災害対策本部に対し、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの間のいずれかの場所において、OIL1に基づく避難又はOIL2に基づく一時移転の指示を受けた住民が、OIL4に基づく除染を行う判断基準以下であるかを確認するための避難退避時検査、及び当該判断基準を超えた場合の簡易除染を行うよう原子力災害対策本部長の指示を伝達する。</p>	<p>□地方公共団体は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p>	
3 要配慮者への配慮	<p>□防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>□地方公共団体は、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞留在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	

表1 国（防災基本計画）と都道府県（地方防災計画）の比較（続き）

<p>3 救助・救急、医療及び消火活動</p>	<p>1 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p>	<p>□原子力事業者は、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p>	<p>□地方公共団体は、被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。 □地方公共団体は、被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p>
	<p>2 医療活動</p>	<p>□国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。 △現地医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況の把握に努め、ERCチーム医療班へ報告する。 △現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象（地域、年齢等）、方法（使用する機器等）、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。 △現地医療班は、環境モニタリング及び内部被ばく線量測定と行動調査の結果を基に住民の被ばく状況について把握する。 △現地医療班は、住民の線量評価結果を基に健康管理が必要な対象区域及び対象者の選定、健康管理の内容について、道府県関係者と協議調整する。 △現地医療班は、必要時、地方公共団体による健康相談窓口開設への協力を行う。</p>	<p>□被災地方公共団体及び被災地の医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。 △道府県は、環境モニタリング及び内部被ばく線量測定と行動調査の結果を基に住民の被ばく状況について把握する。 △環境省、委員会、都道府県、市町村及び原子力事業所は、厚生労働省と連携して、原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンター等のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。</p>
	<p>原子力医療の実際</p>	<p>□国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について、立地道府県等の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。 △支援チーム医療班は関係省庁及び都道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボティカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民との総合的な被ばく線量評価を早急に行う。 △環境省、委員会、都道府県、市町村及び原子力事業所は、厚生労働省と連携して、原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンター等のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。</p>	<p>□立地道府県等は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。</p>
	<p>3 保健衛生に関する活動</p>	<p>□国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 □特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特設の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 □国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。</p>	<p>□都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。 □被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。 □被災都道府県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。</p>
<p>3 災害復旧</p>	<p>1 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>□国〔内閣府、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 □国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>□都道府県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 ●国からの放射線物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p>

表2 県・市町村、地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル

		県	市町村	
第1章 総則		○	○	
	第1節 計画の目的	○	○	
	第2節 計画の性格	○	○	
	1. ○○県（市町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	2. ○○県（市町村）地域防災計画における他の災害対策との関係	○	○
		3. 市町村地域防災計画との関係	○	△
		4. 計画の修正	○	○
		第3節 計画の周知徹底	○	○
	第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	○	○	
	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	○	○	
	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	○	○	
	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	○	○	
	1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	○	○
		第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○	○
	第2章 原子力災害事前対策		○	○
		第1節 基本方針	○	○
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理		○	○	
第3節 立入検査と報告の徴収		○	○	
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携		○	○	
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		○	○	
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備		○	○	
1. 情報の収集・連絡体制の整備		2. 情報の分析整理	○	○
		3. 通信手段の確保	○	○
		通信手段・経路の多様化		○
		第7節 緊急事態応急体制の整備	○	○
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備		2. 災害対策本部体制等の整備	○	○
		3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	○	○
		4. 長期化に備えた動員体制の整備	○	○
		5. 防災関係機関相互の連携体制	○	○
		6. 警察災害派遣隊	○	○
		7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	○	○

	8. 自衛隊との連携体制	○	○
	9. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	○	
	10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	○	○
	11. 対策拠点施設	○	○
	12. モニタリング体制等	○	○
	13. 専門家の派遣要請手続き	○	○
	14. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	○	○
	15. 複合災害に備えた体制の整備	○	○
	16. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	○	○
	第8節 避難収容活動体制の整備	○	○
	1. 避難計画の作成	○	○
	2. 避難所等の整備	○	○
	3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	○	○
	4. 学校等施設における避難計画の整備	○	○
	5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	○	○
	6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	○	○
	7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	○	○
	8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	○	○
	9. 避難場所・避難方法等の周知	○	○
	第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	○	
	1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	○	
	2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	○	
	第10節 緊急輸送活動体制の整備	○	○
	1. 専門家の移送体制の整備	○	○
	2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	○	○
	第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	○	○
	1. 救助・救急活動用資機材の整備	○	○
	2. 救助・救急機能の強化	○	○
	3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	○	
	緊急被ばく医療活動体制等の整備		○
	4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	○	○
	5. 消火活動用資機材等の整備	○	○
	6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	○	○
	7. 物資の調達、供給活動	○	○
	8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備	○	○
	第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	○	○
	第13節 行政機関の業務継続計画の策定	○	○

第14節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	○	○
第15節	防災業務関係者の人材育成	○	○
第16節	防災訓練等の実施	○	○
	1. 訓練計画の策定	○	○
	2. 訓練の実施	○	○
	3. 実践的な訓練の実施と事後評価	○	○
第17節	原子力施設上空の飛行規制	○	○
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	○	○
第19節	災害復旧への備え		○
第3章 緊急事態応急対策		○	○
第1節	基本方針	○	○
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	○	○
	1. 特定事象等発生情報等の連絡	○	○
	2. 応急対策活動情報の連絡	○	○
	3. 一般回線が使用できない場合の対処	○	○
	4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	○	○
第3節	活動体制の確立	○	○
	1. 県（市町村）の活動体制	○	○
	2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	○	○
	3. 専門家の派遣要請	○	○
	4. 応援要請及び職員の派遣要請等	○	○
	5. 自衛隊の派遣要請等	○	○
	6. 原子力被災者生活支援チームとの連	○	○
	7. 防災業務関係者の安全確保	○	○
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	○	○
	1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	○	○
	2. 避難場所	○	○
	3. 広域一時滞在	○	○
	4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	○	
	5. 安定ヨウ素剤の予防服用	○	○
	6. 災害時要援護者等への配慮	○	○
	7. 学校等施設における避難措置	○	○
	8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	○	○
	9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	○	○
	10. 飲食物、生活必需品等の供給	○	○
第5節	治安の確保及び火災の予防	○	○
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	○	○
第7節	緊急輸送活動	○	○
	1. 緊急輸送活動	○	○
	2. 緊急輸送のための交通確保	○	○

第8節 救助・救急、消火及び医療活動	○	○
1. 救助・救急及び消火活動	○	○
2. 医療活動等	○	○
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	○	○
1. 住民等への情報伝達活動	○	○
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	○	○
第10節 自発的支援の受入れ等	○	○
1. ボランティアの受入れ等	○	○
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	○	○
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	○	○
第4章 原子力災害中長期対策	○	○
第1節 基本方針	○	○
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	○	○
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	○	○
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	○	○
第5節 各種制限措置等の解除	○	○
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	○	
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	○	○
1. 災害地域住民の記録	○	○
2. 影響調査の実施	○	
3. 災害対策措置状況の記録	○	○
第8節 被災者等の生活再建等の支援	○	○
第9節 風評被害等の影響の軽減	○	○
第10節 被災中小企業等に対する支援	○	○
第11節 心身の健康相談体制の整備	○	○
第12節 物価の監視	○	
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	○	